



今月のテーマ クラウドファンディングに関する課税関係について

クラウドファンディングとは資金調達の新たな手段です。従来の資金調達は自社の株式発行や、金融機関からの借入れが一般的で調達後の課税関係についてもよく知られていますが、クラウドファンディングにおいてはその性格上、独特の取り扱いがなされます。今回はクラウドファンディングに関する課税についてご紹介いたします。

1. 購入型クラウドファンディング

購入型クラウドファンディングは最も一般的に行われているクラウドファンディングと言えます。資金調達者が資金提供者に商品やサービスを提供するのが購入型クラウドファンディングです。

購入型クラウドファンディングは税法上、通常の商品やサービスの提供と同じ取り扱われるため、資金調達者側では集まった資金について売上として計上することになり、ファンディング(資金調達)に要した費用等を控除した利益に対して所得税又は法人税が課税されます。資金提供者側では、自身の事業に関係する支出であれば必要経費や損金(経費)として計上することができますが、所得税法上の寄付金控除等の適用、又は法人税法上の寄付金としての処理はできません。また消費税の課税事業者の場合、収入と費用についてはそれぞれ課税対象になります。

購入型クラウドファンディングの中には自店の商品券のように後からサービスを提供するケースがあります。例えば10万円の資金提供者に対して店舗で使用可能な回数券を提供し、後日、資金提供者が回数券を利用した場合の双方の処理を仕訳で表しますと以下のようになります。なお、資金提供者では事業に関連した支出を行ったものとします。

	資金提供者	資金調達者
資金提供時	(借方)前払金 (貸方)現金 10万円	(借方)現金 (貸方)前受金 10万円
利用時	(借方)交際費等 (貸方)前払金 3万円	(借方)前受金 (貸方)売上 3万円

2. 寄付型クラウドファンディング

寄付型クラウドファンディングは資金調達者から資金提供者に商品やサービスの提供が行われない点で購入型クラウドファンディングと異なります。

寄付型クラウドファンディングの場合、資金調達者と資金提供者が個人か法人かによって課税関係が変わります。以下に各類型をまとめます。なお、こちらは事業として行われるものではないため消費税の課税対象とはなりません。

資金の流れ	資金提供者	資金調達者
個人から個人へ	税務上、特別な取り扱いは生じません。また所得税の寄付金控除や寄付金特別控除の適用はできません。	年間110万円を超える調達金額に対して贈与税が課税されます。
個人から法人へ	資金調達者に応じて、確定申告をすることで所得税の寄付金控除や寄付金特別控除の適用を受けることが可能です。	調達金額は受贈益として収益に計上され法人税の課税対象となります。
法人から個人へ	資金提供した金額は寄付金として費用に計上されますが、限度額を超える部分は損金となりません。	調達金額は一時所得として所得税の課税対象となります。 プラットフォームの利用料などは必要経費として調達金額からマイナスすることが可能です。
法人から法人へ	資金提供した金額は寄付金として費用に計上されますが、限度額を超える部分は損金となりません。	調達金額は受贈益として収益に計上され法人税の課税対象となります。 プラットフォームの利用料などは損金として調達金額からマイナスすることが可能です。

3. 投資型クラウドファンディング

購入型と寄付型のほかに投資型クラウドファンディングがあります。投資型クラウドファンディングは、資金提供者に対して金銭的なリターンがあるものですが、貸金業者登録や第一種金融商品取引業者の登録が必要となることからあまり一般的な形態でないため詳細は省略します。